

議員提出議案第1号

日進市議会委員会条例の一部改正について

日進市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年5月16日提出

提出者	日進市議会議員	余語	充伸
”	日進市議会議員	近藤	ひろき
”	日進市議会議員	渡邊	明子
”	日進市議会議員	舟橋	よしえ
”	日進市議会議員	白井	えり子

1 提案理由

この案を提出するのは、各常任委員会の委員任期を1年から2年に変更することにより、所属する委員の専門性を深める事を目指すために、日進市議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じたからである。

2 主な改正点

- (1) 常任委員会の任期を1年から2年と変更する。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市議会委員会条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条 例 第 号

日進市議会委員会条例(平成6年日進町条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の委員の<u>任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</u></p> <p>4 <u>前項に定めるもののほか、第2項の委員の任期については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期) <u>第4項</u>の例による。</p>	<p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の委員の<u>任期については、前条の規定を準用する。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期) <u>第3項</u>の例による。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条第1項、第4条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に選任された常任委員会の委員及び議会運営委員会の委員について適用する。